

香川県院内助産所・助産師外来設備整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 香川県院内助産所・助産師外来設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、妊産婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に院内助産所・助産師外来の開設を促進することを目的とする。

(交付の対象及び交付額の算定方法)

第3条 この補助金は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関等」という。）の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所を開設する場合の設備整備に対して県が補助する事業とする。

2 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1. 基準額	2. 対象経費
1か所当たり 3,811千円	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品につき1万円以上のものに限る

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体においては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式によりやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の対象となる事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、申請書（第1号様式）に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 知事は、補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは県費及び国費の予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

（変更申請手続き）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5条に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までにを行うものとする。

（交付決定をしない場合）第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付を決定しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（交付決定の取消し）第9条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき
- (3) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき

（補助金の交付の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは補助金を概算払により交付することができる。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業を完了したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第4条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について知事に返還しなければならない。

（その他）

第14条 特別の事情により、第3条、第5条、第7条、第10及び第12条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

この要綱は、平成29年9月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年12月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

補助事業者名 印

院内助産所・助産師外来設備整備事業補助金の交付申請について

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 金 円
- 2 年度事業の実施に要する経費に関する調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - ・当該事業に係る歳入歳出決算書（見込書）抄本
 - ・契約書の写し
 - ・検収調書の写し
 - ・補助事業完了後の設備の全面及び側方写真
 - ・その他参考となるべき資料

請 求 書

(アラビア数字で記載、頭書に㍿の記号を付し、訂正しないでください。)

金 額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、

内 訳 院内助産所・助産師外来設備整備事業補助金

上記の金額を請求します。

年 月 日

香川県知事 殿

住 所 -

債権者

(フリガナ)

氏 名

法人にあっては、
その名称及び代
表者の職氏名

印

払 の 方 法	口 座 振替払 ☐	銀行 (支) 店												現金払 ☐	隔地払 〔県外 送金〕 ☐	小切手払 ☐
		貯 金 種 目	当座 ☐	普通 ☐	口座 番号											
		(フリガナ) 口座名 義														

おね
がい

- 1 希望する支払の方法の□の箇所にレ印を付してください。
- 2 口座振替払は、貯金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあっては、該当する預金種目の□箇所にレ印を付してください。
- 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 4 請求者と受領書が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあっては、代理受領者の印）を押してください。
- 6 請求金額の内訳書は、請求印をもって本書と割印の上、添付してください。

印 影 届

第3号様式

番 号
年 月 日

香川県知事 殿

補助事業者名 印

院内助産所・助産師外来設備整備事業補助金実績報告書について

年 月 日付 医国第 号をもって交付決定を受けた 年度院内助産所・助産師外来設備整備事業補助金補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (別紙1)
- 3 事業実績報告書 (別紙2)
- 4 添付書類

- ・当該事業に係る歳入歳出決算書（見込書）抄本
- ・契約書の写し
- ・検収調書の写し
- ・補助事業完了後の設備の全面及び側方写真
- ・その他参考となるべき資料

第 4 号様式

番 号年
月 日

香川県知事 殿

補助事業者名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があった 年度院内助産所・助産師外来設備整備
事業補助金補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告
する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第
1 5 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要県費補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

別紙（１）

經費所要額調

(補助事業者名)

[illegible]

(注) 1. 「選定額」欄は、(D) と (E) を比較して少ない方の額を記入すること。

2.「県費補助基本額」欄は、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。

別紙(2) 設備

事業計画書

設備整備の内容

品 名	銘 柄	規 格	員 数	単 価	金 額	設置場所	備 考
				円	円		
合 計							
＜財源内訳＞ 県補助金 寄付金 借入金 自己財源							
合 計							

別紙(1)

經費所要額精算書

[illegible]

別紙(2)

事業実績報告書

設備整備の内容

品 名	銘 柄	規 格	員 数	単 価	金 額	設置場所	備 考
				円	円		
合 計							
<財源内訳> 県補助金 市町補助金 地方債寄付金 借入金 自己財源							
合 計							